

# 浜長保険センター安全だより

令和 5 年 4 月 3 日

浜長保険センター 第 77 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



4月の和名「卯月」(うづき)、卯の花が咲く季節という説があります。また、春の代表的な和菓子「花見だんご」、団子の色が上からピンク(桜の花)、白(春霞:はるかすみ)、緑(新芽の萌えている様子)が表現されているそうです。春の気配もようやく整い、心浮き立つ、この頃ですが、お変わりなくご活躍のこととお喜び申し上げます。



道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から自転車に乗る全ての人がヘルメット着用

に努めなければならないことになりました。(努力義務化)

また、本年7月1日から電動キックボードに関する基準が変更になります。この点について、少し説明します。



## 問 自転車ヘルメット義務化とは？

答 道路交通法では、平成5年3月31日までは、「13歳未満の子どもにはヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」と保護者の努力義務でありましたが、令和5年4月1日より、「自転車に乗る全ての人がヘルメットをかぶることに努めなければならない」と改正されました。

## 問 努力義務の法的効果は？

答 違反したとしても、罰則は科されません。法的拘束力はありません。

しかし、自転車に乗って事故で死亡した人のうち、6割が頭に致命傷を負っています。兵庫県では2022年、交通事故で亡くなった方は66人、このうち自転車利用者が16人(24%)で全員がヘルメットを被っていませんでした。(兵庫県警交通企画課)、命を守るためにもヘルメットを被りましょう。

## 問 電動キックボードとは？

答 キックボードに電動モーター(原動機)を装備した乗り物です。

## 問 何がどう改正されるのか？

答 現在、電動キックボードは、原動機付自転車の取扱いですが、一定の基準に該当するものは、7月1日以降は、特定小型原動機付自転車(特定小型原付)と「特例特定小型原動機付自転車」(特例特定小型原付)に区分されます。

## 問 「特定小型原付」とは、どんな基準か？

大きさは、長さ190cm以下、幅60cm以下で

①定格出力0.60キロワット以下の原動機 ②20km毎時を超える速度を出すことができない。  
③走行中に最高速度の設置を変更することができない。④最高速度表示灯が備えられている。  
などの基準に該当するもので、①運転免許は要しない。(16歳未満は運転禁止) ②乗車用ヘルメットの着用は、努力義務 ③道路の左側端に寄って通行する ④交通違反は、交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とされ、危険な違反行為を繰り返す者には、講習の受講義務などが定められました。  
また、自賠責保険への加入、ナンバープレートを取付けなければなりません。

これに対して、自転車の交通違反は、交通反則通告制度、放置違反金制度の対象になりません。

## 問 要約すれば、何かどう変わるのか？

答 電動キックボードは、現在、原付バイクと同じ扱いでありましたが、一定の基準に該当し、「特定小型原付」に区分されたものは、本年7月1日以降は、最高速度20km以下に制限され、16歳以上は免許不要、ヘルメット着用は、努力義務となるなど、制限が少し緩和されることになりました。「特例特定小型原付」に関する基準、通行方法等については、次回に予定しています。

